

## 介護老人保健施設 変更申請及び変更届出について (介護給付費をのぞく)

### 変更申請関係 (事前許可・承認事項)

- ・ 下表の各事項については、必ず事前に申請が必要なものなので、余裕をもって申請してください。
- ・ 申請する際には、事前に予約をした上で、持参してください。

(連絡先：〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1-7-331

大阪市福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 変更届担当あて 電話06-6241-6320)

- ・ 申請が遅れた場合については、遅延理由書 (法人理事長名で) を提出してください。

### 申請項目及び申請に係る必要書類

区 分	変 更 内 容	必 要 書 類	備 考
敷地の面積及び平面図	介護老人保健施設の定員増等により、敷地面積が増えた場合	(1)変更許可申請書(様式第6号) (2)土地登記簿謄本(変更前のもの) (3)平面図(旧・新) (4)変更理由書	・施設の共用以外のものについては、本市高齢施設課と協議する必要があるため、申請前に事前に連絡してください。なお、各室の用途や構造設備等を変更する際に、工事を伴う場合には、変更許可手数料として33,000円が必要となります。
建物の構造概要及び平面図 (各室の用途を明示するものとする。)並びに施設及び構造設備の概要	建物の構造や設備(補修を除く)、各室の用途等を変更する場合。	(1)変更許可申請書(様式第6号) (2)平面図(旧は全ての階・新は変更の階) (3)施設の部門別一覧表(面積の変更が無い場合は不要) (4)変更理由書	
施設の共用の場合の利用計画	一室を時間帯や曜日に別目的で使用したり、当該施設とは別の居宅の事業所(みなし指定をした居宅事業所は除く)と共用して利用する場合	(1)変更許可申請書(様式第6号) (2)共用部分における利用計画の概要 (3)平面図(全ての階) (4)変更理由書	

<p>運営規程(従業者の職種・員数及び職務内容並びに入所定員の増加に関する部分に限る。)</p>	<p>介護老人保健施設の定員増により、運営規程の規定内容を変更する場合</p>	<p>(1)変更許可申請書(様式第6号)  (2)付表15その1・その2  (3)新旧対照表  (4)運営規程(新)  (5)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表  (6)平面図(定員増のみ)</p>	<p>・上記「敷地の面積及び平面図」の変更許可後で、定員を増して運営開始するまでに申請が必要です。</p>
<p>協力病院の変更</p>	<p>協力医療機関及び協力歯科医療機関を変更する場合</p>	<p>(1)変更許可申請書(様式第6号)  (2)協力病院の概要  (3)契約書の案又は覚書の案</p>	<p>・A病院をB病院に変更する場合には左記の事前届出が必要となります(この場合、事後の変更届出は必要ありません)。なお、A病院以外にB病院を追加したり、2つの病院(A・B病院)を1つの病院(A病院)のみと減少したりする場合は事後の変更届出のみ必要となります。</p>
<p>管理者変更</p>	<p>管理者が何らかの事由により変更する場合</p>	<p>(1)管理者承認申請書(様式第7号)  (2)経歴書(原本照合要)  ※医療法人が開設する施設の場合は管理者を法人理事に加える必要があるため、その旨を履歴書に記載してください。  (3)医師免許証の写し(原本照合要)  (4)管理者就任承諾書(原本照合要)  (5)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(管理者のみで旧・新)  (6)住民票</p>	<p>・管理者が実際に就任した日を確認するため、大阪市から変更承認書が届いた後に、変更後10日以内に事後の変更届出書(様式第3号及び誓約書)を提出してください。</p>

**変更届出関係**

- ・変更日から10日以内に届け出てください。(事前協議等が必要な事項については、事前にご相談ください。)
- ・事前に電話により日時を予約した上で、持参してください。なお、「法人名称、主たる事務所の所在地、定款の変更」、「法人理事長の変更」、「法人役員の変更」、「運営規程の変更(規定内容の変更に限る)」、「協力医療機関・協力歯科医療機関の変更」、「介護支援専門員の変更」に係る届出については、次の連絡先にご郵送いただくことも可能です。

(連絡先：〒541-0055 大阪市中央区船場中央3丁目1-7-331




大阪市福祉局 高齢者施策部 高齢施設課 変更届担当あて 電話06-6241-6320)

- ・下表に必要書類等を記載していますが、内容によっては、別に必要となる書類が変更や追加される場合があります。
- ・写しには、必ず原本照合(法人理事長名で)が必要となります。
- ・変更日から1月以上遅延して届出する場合(正当な理由がある場合を除く。)は、遅延理由書(法人理事長名で)を提出してください。

**届出項目及び届出に係る必要書類**

区分	変更内容	必要書類	備考
共通 事業所(施設)の名称	施設の名称が変更となった場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)法人登記簿謄本(写しの場合は原本照合要) (3)新旧対照表 (4)運営規程(新)	・みなし居宅サービスの名称を変更する場合は、新たに居宅サービスの指定申請が必要となり、また、みなし指定の居宅サービスは廃止の届出が必要です。
共通 開設者の名称、主たる事務所の所在地、定款	運営法人の名称や主たる事務所の所在地、定款(当該許可に係る事業に関するものに限る)が変更となった場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)法人登記簿謄本又は理事会の議事録抄本等(写しの場合は原本照合要)	・運営規程の変更を伴う場合は、左記の書類に加えて、新旧対照表(該当する箇所、条文のみ)、運営規程(新)の提出が必要です。
共通 代表者(開設者)の氏名、生年月日及び住所	運営法人理事長が変更となったり、理事長の住所が変更となったりした場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)法人登記簿謄本又は理事会の議事録抄本等(写しの場合は原本照合要) (3)役員名簿 (4)介護保険法第94条第3項各号に該当しないことを誓約する書面(誓約書)	・住所のみの変更の場合は、左記(2)、(3)、(4)に替えて、新住所が確認できる書類(住民票の写し等)の提出が必要です。 ※居宅サービス事業を運営している場合は、居宅サービスにかかる変更届も必要です。

共通	事業所(施設)の管理者の氏名及び住所 [印]	管理者の変更承認が事前になされ、変更年月日が確定した場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)介護保険法第94条第3項各号に該当しないことを誓約する書面(誓約書)	・管理者の住所が変更となった場合については、左記(2)に替えて、新住所が確認できる書類(住民票の写し等)を提出してください。
共通	運営規程(利用料)	施設が徴収する利用料の金額を変更したり、新たに徴収する事項を追加したりする場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)新旧対照表 (3)運営規程(新) ※増額のときは積算根拠を求める場合があります。	・利用料の変更については、利用者及びその家族に対して、運営規程に定めた事前の時期までに説明を行っていることが前提となります。
共通	運営規程(規定内容) [印]	基準省令の改正等で、規定している内容を変更したい場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)新旧対照表 (3)運営規程(新)	
短期 予短 通リハ 予通リ	運営規程(送迎又は実施地域)	居宅サービスで、実施地域を変更する場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)付表9(短期)又は付表7及び別紙(通所) (3)新旧対照表 (4)運営規程(新)	
通リハ 予通リ	運営規程(営業日・定員)	営業日において、祝日や土曜日を開所にしたり、定員を増減させたりする場合(原則定員変更で減員は認めない)	(1)変更届出書(様式第3号) (2)付表7及び別紙 (3)平面図(定員のみ) (4)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (5)人員基準確認表 (6)新旧対照表 (7)運営規程(新) (8)過去6月実績(定員のみ) (9)変更理由書 ※(4)から(5)は入所・通所分を併せて提出 ※定員が25%以上増となる場合には、通所リハビリテーション算定区分確認表を提出し、事業所の規模が変更(大規模事業所(1・2))となる場合は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表も併せて提出	・原則は変更後10日以内であるが、営業日が増えたり、定員増による単位数が増えたりして、人員基準の確認が必要な場合があるので、できるだけ事前に提出してください。また、定員変更に伴い、利用者1人に対して3平方メートルが必要で、平面図の変更が必要な場合については、事前に変更許可申請手続きが必要となります。

入所	協力医療機関・協力歯科医療機関 	協力病院等を追加したり、減らしたりする場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)協力病院の概要 (3)契約書の写し又は覚書の写し(原本照合要)	・減少のみの場合は、(1)変更届出書(様式第3号)のみ提出してください。
入所	併設施設の状況等	独立型から併設型に変更する場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)併設病院の概要 (3)平面図(敷地全体を含む)	・対診における医療請求が、医療機関が併設となることにより取扱いが異なるので、十分留意が必要となります。
共通	役員の氏名、生年月日及び住所 	開設法人に係る役員が変更となった場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)経歴書 (3)役員名簿 (4)介護保険法第94条第3項各号に該当しないことを誓約する書面(誓約書)	・減少のみの場合は、(1)変更届出書(様式第3号)、(3)「役員名簿」のみ提出してください。 ※ <u>居宅サービス事業を運営している場合は、居宅サービスにかかる変更届も必要です。</u>
入所	介護支援専門員の氏名及びその登録番号 	施設の介護支援専門員が変更、追加又は減少した場合	(1)変更届出書(様式第3号) (2)経歴書 (3)介護支援専門員証の写し(原本照合要) (4)雇用契約書の写し又は辞令の写し(当該施設で介護支援専門員として勤務することが分かるものに限る)(原本照合要) (5)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(介護支援専門員のみ)	・(5)で新たに介護支援専門員が配置された場合は、その配置された月分を、変更となる場合は、変更した月分と併せてその前月分も提出してください。 ・減少のみの場合は、(1)変更届出書(様式第3号)及び減少した月分の(5)従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(介護支援専門員のみ)のみ提出してください。

※「入所」は介護老人保健施設、「短期」は短期入所療養介護、「予短」は介護予防短期入所療養介護、「通りハ」は通所リハビリテーション、「予通り」は介護予防通所リハビリテーションを示す。「共通」は入所、短期、予短、通りハ、予通りの5区分共通。